

科目名	2 年次演習 B					
英語科目		ナンバリング	(https://syllabus.kyoto-su.ac.jp/syllabus_search/#n) を参照			
開講期	秋学期	開講学部等	法学部	配当年次	2 年次	単位数 2 単位
教員名	戸田 五郎					

授業概要／Course outline

この演習では、3・4年次の演習で国際法模擬裁判（米国で毎年開催される『ジェサップ国際法模擬裁判競技会（Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition）』の方式に則った裁判形式の討論を行うにあたり基礎となる国際法の基本的知識の修得と運用能力の獲得を主な目的とする。秋学期は春学期に修得した基礎知識を前提に、各種の事例問題に取り組み、質疑応答と討論を通じて国際法の運用能力の修得を目指す。

授業形態、授業方法等／Course form・type

【授業形態】

対面授業

【授業方法】

演習

- ・アクティブ・ラーニング授業（形態：ディスカッション、ディベート）
国際法の事例問題を用いた討論を行う。
- ・ICTを活用した授業（形態：遠隔教育（ビデオ・オン・デマンド等））
オンデマンド授業は、moodleで行う。内容に関する質問はメールで受けつける。

授業内容・授業計画／Course description・plan

以下の各分野に関連して担当者から出題する事例問題を、グループごとの報告と全体での討論によって検討する。

第1回：国際法の歴史

第2回：国際法の法源

第3回：条約法

第4回：国際法と国内法の関係

第5回：国家の基本的権利義務

第6回：外国人の国際法上の地位

第7回：国際人権法

第8回：海洋法

第9回：国際経済法

第10回：国際環境法

第11回：国際責任

第12回：国際紛争の平和的解決

第13回：国際安全保障法

第14回：国際人道法

★オンデマンド（90分、第14回授業後に配信） テーマ：秋学期の振り返りと国際法模擬裁判に向けての準備

事前・事後学修／Preparation and assignments

事前学修

第1回～第14回：報告担当者（グループ）だけでなく、その他の受講者も事例問題に取り組み、解答案を作成して、質疑に積極的に参加できるよう準備を整えておくこと。

★オンデマンド：当該学期の学習内容を見直し、次年度に模擬裁判に取り組む準備ができていることを確認すること。知識確認のための小テストの準備をしておくこと。

事後学修

第1回～第14回：報告、質疑等は必ずノートにとり、その日のうちに見直して、疑問点がある場合は調べるなり質問するなりして知識を定着させておくこと。

★オンデマンド：配布する模擬裁判の問題を読み、弁論の構成を検討すること。

事前学修・事後学修はそれぞれ、各回ごとに90分は必要である（時間外学修時間合計2,700分）。上記内容を確認のうえ、確実に行うこと。

授業の到達目標／Expected outcome

講義科目で得た国際法の基礎知識を定着させ、併せて国際法の運用能力を習得しプレゼンテーションの能力を高める。

身につく資質・能力／Competencies to be attained

・ 協働性・協調性 ・ 倫理性 ・ 創造性	専門知識・専門技能 【法学部 法律学科】 ・ 法律学・政治学の知識の応用力 ・ 法律学・政治学の基礎知識 【法学部 法政策学科】 ・ 法律学・政治学・政策学の知識の応用力 ・ 法律学・政治学・政策学の基礎知識
履修上の注意／Special notes, cautions 模擬裁判を行うには国際法の基礎的な知識が必要である。国際法科目のいずれかを必ず並行して履修すること。受講者には演習開始前の段階で各自、教科書等に目を通しておくことが求められる。	
評価方法／Evaluation 国際法の基礎知識を確実に自らのものとし、それを的確な用語と論理をもって表現することができるかどうか、グループでの共同作業において他のメンバーと協調しつつ自らの役割を果たしているかどうかについて、以下の基準で評価する。 平常点（小テスト・発言等）（70%）及び報告（30%）で評価する。	
教 材／Text and materials 教科書： 家正治・岩本誠吾・末吉洋文・戸田五郎・西村智朗『ワンステップ国際法』（嵯峨野書院、2011年） 参照URL： 日本国際法学生協会 (https://jilsa.org/) 日本国際法学生交流会議 (https://ilsec2021.wixsite.com/ilsec)	
質問や相談の方法／Instructor contact 授業時以外で質問等がある場合は、オフィスアワーを利用するか、moodleに設ける質問用のフォーラム又は電子メールにより連絡されたい。	